



---

教 育 委 員 会 告 示

- 個人演説会等にかかる公営施設設備及び費用額について (第2号) 37
  - 教育委員会定例会の開催について (第3号) 39
- 

交 通 局 告 示

- 愛知県知事選挙の候補者に対する臨時定期券の発行について (第1号) 40
- 

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の  
公告 (市経・地域商業課) 43
-

名古屋市告示第 2号

名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合の理事の退任の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合から次の理事の退任の届出がありました。

平成31年 1月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

氏 名	住 所
児 玉 正 一	名古屋市緑区鳴丘一丁目 701番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 3号

名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の理事の氏名変更の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名変更の届出がありました。

平成31年 1月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

	変更前	変更後
氏 名	真 野 照 男	真 野 照 男

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 4号

名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の理事の住所変更の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合から、次のとおり理事の住所変更の届出がありました。

平成31年 1月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

氏 名	変更前の住所	変更後の住所
秋 山 富 英	名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木85番地の 225	名古屋市緑区諸の木二丁目2403番地
小 島 春 雄	名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木85番地の69	名古屋市緑区諸の木二丁目2819番地
長 江 幸 男	名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木59番地の 3	名古屋市緑区諸の木二丁目429番地
西 尾 和 彦	名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木52番地	名古屋市緑区諸の木二丁目1801番地
西 尾 義 光	名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木50番地の18	名古屋市緑区諸の木二丁目433番地
堀 井 照 義	名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木83番地の19	名古屋市緑区諸の木二丁目2125番地
真 野 照 男	名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木83番地の 7	名古屋市緑区諸の木二丁目2123番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 5号

裁決書謄本に係る公示送達

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第 2項ただし書の規定に基づき、次のとおり公示送達します。

平成31年 1月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

名古屋市東区古出来一丁目 3番 3号 鈴木ビル 1B号  
審査請求人 武田 いずみ

2 公示事項

審査請求人から申し立てのありました審査請求について、名古屋市長は裁決をしましたが、当該裁決書の謄本を送付することができないので、当市において保管し、いつでもこれを交付しますので審査請求人は当市に出頭のうえ受領してください。

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課

名古屋市告示第 6 号

計画段階環境配慮書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、事業者から（仮称）都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線（山崎川～天白川間連続立体交差）計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の提出がありましたので、同条例第 7 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この配慮書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成31年 1 月 8 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名古屋市  
名古屋市長 河村たかし  
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
- 2 対象事業の名称及び種類  
（仮称）都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線（山崎川～天白川間連続立体交差）  
鉄道の建設
- 3 対象事業の実施想定区域  
名古屋市南区呼続二丁目から阿原町地内まで
- 4 配慮書の提出年月日  
平成30年12月26日（水）
- 5 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所
    - ア 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号  
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策

課」という。)

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市南区前浜通三丁目10番地  
南区役所

ウ 名古屋市緑区青山二丁目15番地  
緑区役所

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号  
名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)  
(伏見ライフプラザ13階)

オ 名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の10  
名古屋市南生涯学習センター (以下「南生涯学習センター」とい  
う。)

## (2) 縦覧期間

平成31年1月8日(火)から同年2月6日(水)まで。ただし、地域環境対策課、南区役所及び緑区役所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)を、環境学習センターにあつては月曜日(祝日法による休日が月曜日に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日)を、南生涯学習センターにあつては第2水曜日及び第4月曜日を除きます。

## (3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、南区役所及び緑区役所  
午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター  
午前9時30分から午後5時まで

ウ 南生涯学習センター  
午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日及び祝日法による休日にあつては午後5時まで。

## 6 環境の保全の見地からの意見の提出

配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次のとおり当

該意見を提出することができます。

(1) 提出期限

平成31年 2月21日（木）

(2) 提出先

地域環境対策課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電子メールアドレス：asesu-iken@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

(3) 記載事項

ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見の提出の対象である配慮書の名称

ウ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載）

(4) 提出方法

ア 郵送

イ 持参

ウ 電子メール

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 7号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成31年 1月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
ユタカ薬局池下	名古屋市千種区覚王山通 7丁目11番地	平成30年 11月 8日
ユタカ薬局大曾根駅	名古屋市北区大曾根三丁目12番32号	平成30年 6月20日
ユタカ薬局本陣	名古屋市中村区上ノ宮町 1丁目20番地の 1	平成30年 6月20日
ユタカ薬局広小路伏見	名古屋市中区栄二丁目 2番 1号	平成30年 6月20日
ユタカ薬局植田駅前	名古屋市天白区植田三丁目1204番地	平成30年 11月 9日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 8号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成31年 1月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人和進奉仕会 名古屋市守山区長栄20番10号	特別養護老人ホーム守山豊生苑 名古屋市守山区廿軒家13番32号	平成30年 10月19日

2 介護予防短期入所生活介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人貴徳会 名古屋市港区新茶屋二丁目	ショートステイ希望の郷 名古屋市港区新茶屋二丁目	平成30年 10月 1日

1501 番地	1501 番地	
---------	---------	--

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 9号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成31年 1月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称	株式会社アース	
介護事業者の所在地	名古屋市中区栄一丁目13番 4号	
介護事業所の名称	アースライフケア	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区栄一丁目13番 4号
	新	名古屋市中村区北畑町 1丁目28番地
変更年月日	平成30年10月 1日	

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称	吉田歯科医院	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区椿町 1番34号
	新	名古屋市中村区井深町17番27号
変更年月日	平成30年12月 3日	

### 3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称		吉田歯科医院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区椿町 1番34号
	新	名古屋市中村区井深町17番27号
変更年月日		平成30年12月 3日

### 4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称		吉田歯科医院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区椿町 1番34号
	新	名古屋市中村区井深町17番27号
変更年月日		平成30年12月 3日

介護事業所の名称		中日処方せん調剤薬局
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区栄四丁目 1番 1号
	新	名古屋市中区栄四丁目16番36号
変更年月日		平成30年10月 1日

### 5 通所介護及び介護予防通所介護

介護事業者の名称	旧	合資会社マウス・マウス
	新	合同会社マウス・マウス
介護事業者の所在地	旧	愛知県西春日井郡豊山町大字青山 734番地
	新	愛知県西春日井郡豊山町大字青山字高添 136番地
介護事業所の名称		デイサービスべんがら亭
介護事業所の所在地		名古屋市中村区日吉町22番地の 2
変更年月日		平成27年 9月16日

### 6 通所介護

介護事業者の名称		社会福祉法人八事福祉会
介護事業者の所在地		名古屋市中村区大坪二丁目 801番地

介護事業所の名称	八事苑	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区大坪二丁目 801番地
	新	名古屋市天白区大坪二丁目 604番地
変更年月日	平成30年 8月25日	

#### 7 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

介護事業者の名称	社会福祉法人八事福祉会	
介護事業者の所在地	名古屋市天白区大坪二丁目 801番地	
介護事業所の名称	八事苑	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区大坪二丁目 801番地
	新	名古屋市天白区大坪二丁目 604番地
変更年月日	平成30年 8月25日	

#### 8 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称	株式会社八神製作所	
介護事業者の所在地	名古屋市中区千代田二丁目16番30号	
介護事業所の名称	ヤガミホームヘルスセンター鳴海	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の78
	新	名古屋市緑区諸の木三丁目1201番地
変更年月日	平成30年11月10日	

#### 9 居宅介護支援

介護事業者の名称	金洋国際サポート株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市北区楠三丁目 109番地	
介護事業所の名称	居宅介護支援事業所ノア	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区楠一丁目1721番地
	新	名古屋市北区西味鉦二丁目 806番地の 2
変更年月日	平成30年11月 1日	

介護事業者の名称	株式会社花の木	
介護事業者の所在地	名古屋市西区枇杷島四丁目13番20号	
介護事業所の名称	ケアプラン花の木	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区花の木一丁目 1番17号
	新	名古屋市西区枇杷島四丁目13番20号
変更年月日	平成30年11月 1日	

介護事業者の名称	旧	合資会社マウス・マウス
	新	合同会社マウス・マウス
介護事業者の所在地	旧	愛知県西春日井郡豊山町大字青山 734番地
	新	愛知県西春日井郡豊山町大字青山字高添 136番地
介護事業所の名称	べんがら亭居宅介護支援事業所	
介護事業所の所在地	名古屋市中村区日吉町22番地の 2	
変更年月日	平成27年 9月16日	

介護事業者の名称	合同会社マウス・マウス	
介護事業者の所在地	愛知県西春日井郡豊山町大字青山字高添 136番地	
介護事業所の名称	べんがら亭居宅介護支援事業所	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区日吉町22番地の 2
	新	名古屋市中村区牛田通 1丁目27番地
変更年月日	平成30年 5月22日	

介護事業者の名称	株式会社メドイット	
介護事業者の所在地	愛知県知多郡東浦町大字生路字門田 101番地	
介護事業所の名称	ケアプランひまわり	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区中根町 3丁目88番地
	新	名古屋市瑞穂区弥富通 5丁目56番地
変更年月日	平成30年11月 1日	

介護事業者の名称	社会福祉法人八事福祉会	
介護事業者の所在地	名古屋市天白区大坪二丁目 801番地	
介護事業所の名称	八事苑	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区大坪二丁目 801番地
	新	名古屋市天白区大坪二丁目 604番地
変更年月日	平成30年 8月25日	

#### 10 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称	株式会社八神製作所	
介護事業者の所在地	名古屋市中区千代田二丁目16番30号	
介護事業所の名称	ヤガミホームヘルスセンター鳴海	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の78
	新	名古屋市緑区諸の木三丁目1201番地
変更年月日	平成30年11月10日	

#### 11 地域密着型通所介護

介護事業者の名称	金洋国際サポート株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市北区楠三丁目 109番地	
介護事業所の名称	デイサービスノア	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区楠三丁目 109番地
	新	名古屋市北区西味鉦二丁目 806番地の 2
変更年月日	平成30年11月 1日	

介護事業者の名称	合同会社マウス・マウス	
介護事業者の所在地	愛知県西春日井郡豊山町大字青山字高添 136番地	
介護事業所の名称	デイサービスべんがら亭	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区日吉町22番地の 2
	新	名古屋市中村区牛田通 1丁目27番地
変更年月日	平成30年 5月22日	

介護事業者の名称		ジャパンマインド株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市緑区桃山四丁目 338番地
介護事業所の名称	旧	ポラリスデイサービスセンター柴田町
	新	オアシスさぼーと
介護事業所の所在地		名古屋市南区柴田町 1丁目 5番地
変更年月日		平成30年11月 1日

介護事業者の名称		株式会社ライフケアサポート
介護事業者の所在地		名古屋市名東区宝が丘 187番地の 2
介護事業所の名称	旧	茶話本舗デイサービス宝が丘店
	新	デイサービスセンターかがやき
介護事業所の所在地		名古屋市名東区宝が丘 187番地の 2
変更年月日		平成30年10月 1日

## 12 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社アース
介護事業者の所在地		名古屋市中区栄一丁目13番 4号
介護事業所の名称		アースライフケア
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区栄一丁目13番 4号
	新	名古屋市中村区北畑町 1丁目28番地
変更年月日		平成30年10月 1日

## 13 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社アース
介護事業者の所在地		名古屋市中区栄一丁目13番 4号
介護事業所の名称		アースライフケア
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区栄一丁目13番 4号
	新	名古屋市中村区北畑町 1丁目28番地

変 更 年 月 日	平成30年10月 1日
-----------	-------------

14 予防専門型通所サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	金洋国際サポート株式会社	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市北区楠三丁目 109番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	デイサービスノア	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市北区楠三丁目 109番地
	新	名古屋市北区西味鏡二丁目 806番地の 2
変 更 年 月 日	平成30年11月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	合同会社マウス・マウス	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	愛知県西春日井郡豊山町大字青山字高添 136番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	デイサービスべんがら亭	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市中村区日吉町22番地の 2
	新	名古屋市中村区牛田通 1丁目27番地
変 更 年 月 日	平成30年 5月22日	

介 護 事 業 者 の 名 称	ジャパンマインド株式会社	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市緑区桃山四丁目 338番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	旧	ポラリスデイサービスセンター柴田町
	新	オアシスさぼーと
介 護 事 業 所 の 所 在 地	名古屋市南区柴田町 1丁目 5番地	
変 更 年 月 日	平成30年11月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	社会福祉法人八事福祉会	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市天白区大坪二丁目 801番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	八事苑	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市天白区大坪二丁目 801番地
	新	名古屋市天白区大坪二丁目 604番地

変 更 年 月 日	平成30年 8月25日
-----------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第10号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年 1月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
田中皮膚科クリニック	名古屋市中区錦三丁目13番17号	平成30年 11月23日
近藤医院	名古屋市南区浜田町 2丁目17番地の 2	平成30年 4月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
-----------	-------	-------

田中皮膚科クリニック	名古屋市中区錦三丁目13番17号	平成30年 11月23日
近藤医院	名古屋市南区浜田町 2丁目17番地の 2	平成30年 4月 1日

### 3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
滝薬局	名古屋市中村区向島町 4丁目15番地 の 1	平成30年 3月31日
田中皮膚科クリニック	名古屋市中区錦三丁目13番17号	平成30年 11月23日
近藤医院	名古屋市南区浜田町 2丁目17番地の 2	平成30年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第11号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年 1月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
アサヒサンクリーン株式会社 静岡県静岡市葵区本通十丁目 8番地の 1	アサヒサンクリーン在宅介護 センター千種 名古屋市千種区覚王山通 8丁 目35番地	平成30年 11月30日
株式会社ほほえみ 名古屋市天白区向が丘四丁目 1002番地	訪問介護よもぎ台 名古屋市名東区よもぎ台二丁 目 812番地	平成30年 7月31日

## 2 通所介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
ヒューマンライフケア株式会社 東京都新宿区西新宿七丁目 5 番25号	ヒューマンライフケア滝子乃湯 名古屋市昭和区滝子通 3丁目 28番地の 1	平成30年 12月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

## 名古屋市告示第12号

### 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成したいので、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を平成31年1月9日から同年1月22日まで公衆の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成31年1月8日

名古屋市長 河村 たかし

#### 1 種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 大高瀬木南地区計画

#### 2 位置及び区域

名古屋市緑区大高町字洞之腰、字柿木峡、字南休、字銭瓶谷、字下西峡、字北炭焼及び南大高四丁目の各一部  
(別図のとおり)

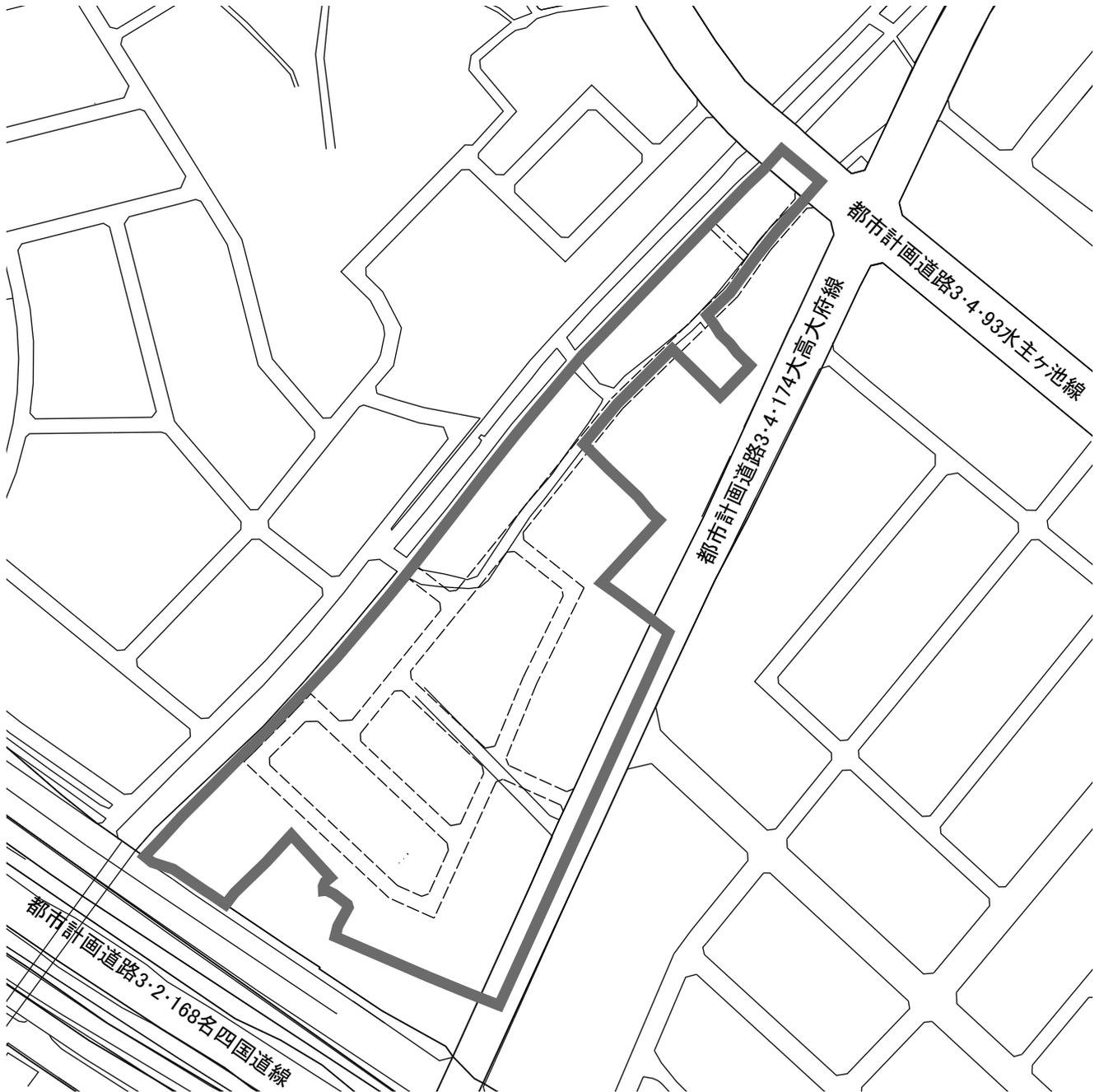
#### 3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課  
(名古屋市役所西庁舎4階)

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

# 別 図

縮尺 1/2,500



	地区計画区域
--	--------

## 名古屋市告示第13号

### 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成したいので、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を平成31年1月9日から同月22日まで公衆の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成31年1月8日

名古屋市長 河村 たかし

#### 1 種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 打越地区計画

#### 2 位置及び区域

名古屋市千種区星ヶ丘 2丁目の一部

（別図のとおり）

#### 3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

# 別図



縮尺: 1:2,500



凡例
 地区計画区域

## 名古屋市告示第14号

### 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成したいので、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を平成31年1月9日から同月22日まで公衆の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成31年1月8日

名古屋市長 河村たかし

#### 1 種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 太閤地区計画

#### 2 位置及び区域

名古屋市中村区太閤一丁目及び三丁目の各一部  
(別図のとおり)

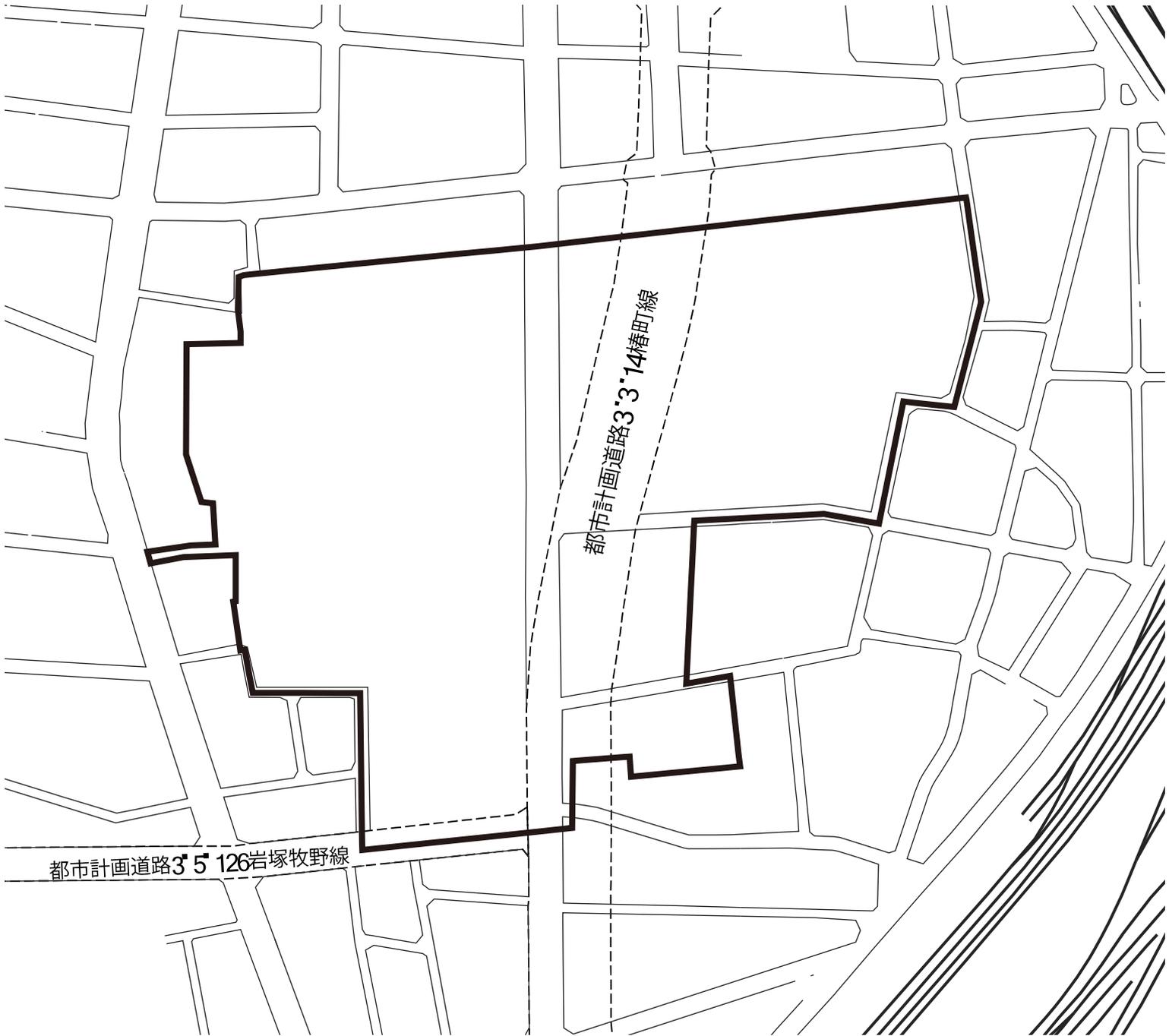
#### 3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋住宅都市局都市計画部都市計画課  
(名古屋市役所西庁舎4階)

名古屋住宅都市局都市計画部都市計画課

# 別 図

縮尺 1/2,500



 地区計画区域

名古屋市告示第15号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成31年 1月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 許可年月日及び許可番号  
平成29年11月27日 29指令住開指第 183号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43番 209
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
名古屋市中区錦二丁目13番30号  
J R 西日本プロパティーズ株式会社  
中部支社長 加藤千明

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年1月11日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹腰公夫

#### 名古屋市選挙管理委員会規程第1号

名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程

名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程（平成19年名古屋市選挙管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程

第1条中「この規程は、」の下に「名古屋市議会議員及び」を、「規定に基づき、」の下に「名古屋市議会の議員及び」を加える。

第2条第1項中「「委員会」」を「「市の委員会」」に改め、「という。）に」の下に「（名古屋市議会の議員の選挙にあつては当該選挙区に係る区の選挙管理委員会（以下「区の委員会」という。）を経由して市の委員会に）」を加える。

第3条第1項中「委員会」を「市の委員会」に改め、「に対し」の下に「（名古屋市議会の議員の選挙にあつては区の委員会を経由して市の委員会に）」を加える。

別記第1号様式中「名古屋市長選挙」を「選挙（選挙区）」に

改める。

別記第2号様式中「名古屋市長の選挙」を「名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙」に、「名古屋市長選挙」を「選挙（選挙区）」に改める。

別記第3号様式中「名古屋市長の選挙」を「名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙」に、「名古屋市長選挙」を「選挙（選挙区）」に改める。

別記第4号様式中「名古屋市長選挙」を「選挙（選挙区）」に、「70,000枚」を「名古屋市議会議員：8,000枚、名古屋市長：70,000枚」に改める。

別記第5号様式中「名古屋市長の選挙」を「名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙」に、「名古屋市長選挙」を「選挙（選挙区）」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの届出及び証紙に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年1月11日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

## 名古屋市選挙管理委員会規程第2号

名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの届出及び証紙に関する規程の一部を改正する規程

名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの届出及び証紙に関する規程（平成20年名古屋市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの届出及び証紙に関する規程

第1条第1項中「名古屋市長」を「名古屋市議会の議員及び名古屋市長」に改める。

第2条第1項中「委員会」を「市の委員会」に、「による。」を「とし、名古屋市長の選挙にあつては別記3号様式とする。」に改め、「という。）が」の下に「（名古屋市議会の議員の選挙にあつては当該選挙区に係る区の選挙管理委員会（以下「区の委員会」という。）を經由して市の委員会が）」を、「交付する証紙は、」の下に「名古屋市議会の議員の選挙にあつては」を加える。

第2条第2項中「委員会」を「市の委員会」に、「別記第3号様式」を「別記第4号様式」改め、「委員会が」の下に「（名古屋市議会の議員の選挙にあ

っては区の委員会を経由して市の委員会が)」を、「委員会に」の下に「(名古屋市議会の議員の選挙にあっては区の委員会を経由して市の委員会に)」を加える。

別記第1号様式中「名古屋市選挙管理委員会委員長」の下に「名古屋市議会議員選挙(選挙区)」を加え、「名古屋市長選挙」を「選挙」に改める。

別記第2号様式を別記第3号様式とし、見出し中「選挙運動用ビラ証紙の様式」の下に「(市長選挙用)」を加える。

別記第3号様式を別記第4号様式とし、「名古屋市長選挙」を「選挙」に改め、「選挙運動用ビラ証紙交付票」の下に「(名古屋市議会議員選挙(選挙区))」を、「この交付票は」の下に「(区選挙管理委員会を経由して)」を、「印を押して」の下に「(区選挙管理委員会を経由して)」を加える。

別記第1号様式の次に次の様式を加える。

第2号様式(選挙運動用ビラ証紙の様式(市議会議員選挙用))

年 月 執行
名古屋市議会議員選挙
選挙区
選挙運動用ビラ
( 番 号 )
名古屋市選挙管理委員会

備考

- 1 番号は、候補者ごとに異なる番号とする。
- 2 地紋及びその色は、選挙のつど定める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの届出及び証紙に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

名古屋市教育委員会告示第 2号

個人演説会等にかかる公営施設設備及び費用額について

平成19年名古屋市教育委員会告示第21号（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第 119条第 2項の規定に基づく各種公職選挙における個人演説会等の設備の程度その他施設の使用について必要な事項及び同令第 121条の規定に基づく個人演説会等の施設の公営のために公職の候補者等が納付すべき費用の額を定める告示）の一部を次のように改正し、平成31年 1月 9日から施行します。

平成31年 1月 9日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

個人演説会等公営施設設備及び費用額 千種区の表中

「

名古屋市立 東星中学校	体育館	1,246	椅子 600脚 600人	有無	有無	有無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775
----------------	-----	-------	-----------------	----	----	----	-------	-------	-------	-----	-------	-------	-------

」

を

「

名古屋市立 東星中学校	体育館	1,246	椅子 600脚 600人	有無	有無	有無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775
名古屋市立 猪子石中学校	体育館	540	椅子 500脚 500人	有無	有無	有無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775

」

に改める。

個人演説会等公営施設設備及び費用額 中村区の表中

「

旧名古屋市立 本陣小学校	体育館	544	椅子 100脚 400人	有無	有無	有無	1,500	1,500	2,250	—	1,500	1,500	2,250
旧名古屋市立 亀島小学校	体育館	544	椅子 100脚 400人	有無	有無	有無	1,500	1,500	2,250	—	1,500	1,500	2,250

」

を

「

旧名古屋市立 本陣小学校	体育館	544	椅子 100脚 400人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1,500	1,500	2,250	—	1,500	1,500	2,250
-----------------	-----	-----	--------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	-------	-------	-------	---	-------	-------	-------

」

に改める。

個人演説会等公営施設設備及び費用額 名東区の表中

「

名古屋市立 猪高中学校	体育館	660	椅子 500脚 500人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775
名古屋市立 猪子石中学校	体育館	540	椅子 500脚 500人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775

」

を

「

名古屋市立 猪高中学校	体育館	660	椅子 500脚 500人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775
----------------	-----	-----	--------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	-------	-------	-------	-----	-------	-------	-------

」

に改める。

名古屋市教育委員会事務局総務部学校整備課

名古屋市教育委員会告示第 3号

教育委員会定例会の開催について

平成31年 1月15日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

平成31年 1月 9日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について

平成31年度 名古屋市学校教育の努力目標及び重点事項について

平成31年度 教職員研修の基本方針について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

## 名古屋市交通局告示第1号

### 愛知県知事選挙の候補者に対する臨時定期券の発行について

愛知県知事選挙における公職の候補者（以下「公職の候補者」という。）に対し、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法を定める告示（平成6年運輸省告示第819号）に基づき臨時定期券を次のとおり発行する。

平成31年1月10日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

#### 1 発行方法

公職の候補者に対し、選挙長の発行する公職の候補者旅客運賃後払証1枚と引換えに、臨時定期券1枚を発行するものとする。

#### 2 発行の数

公職の候補者1人につき、高速電車及び乗合自動車を通じて15枚

#### 3 発行する期間及び時間

選挙期日の公示のあった日から選挙当日までの午前8時45分から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日には発行しない。

#### 4 発行する場所

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課営業係

（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号、市役所西庁舎2階）

#### 5 使用資格を有する者

公職の候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者

#### 6 通用する区間

(1) 高速電車 市営全線

(2) 乗合自動車 全ての事業者の愛知県内における全ての路線

#### 7 運 賃

高速電車、乗合自動車のいずれも、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航

空券の発行方法等を定める告示に定める金額とする。

## 8 通用する期間

臨時定期券は、発行の日から選挙期日後5日を経過するまでの期間内において通用し、通用期間を経過したときは、速やかに発行場所に返戻するものとする。

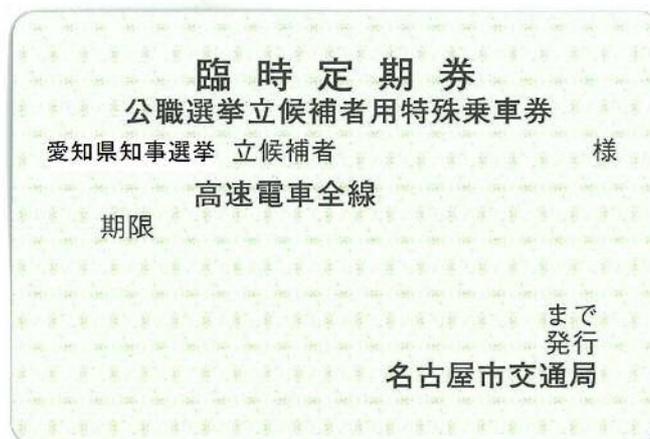
## 9 効力

使用資格を有する者以外の者が臨時定期券を使用した場合には、これを無効として回収する。公職の候補者の届出が却下された後又は公職の候補者たることを辞した（公職の候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。）後使用した場合も同様とする。

## 10 様式

### (1) 高速電車臨時定期券

地 色 緑 色  
文 字 黒 色  
期限表示 黒色アラビア数字



(裏面磁気膜)

### (2) 乗合自動車臨時定期券

地 色 オレンジ色  
印刷文字 黒 色  
券面 (選) 白地にオレンジ色

期限表示 黒色アラビア数字



名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成31年 1月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ鳴海店

名古屋市緑区浦里三丁目 234番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
コジマNEW鳴海店	コジマ×ビックカメラ鳴海店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)コジマ	代表取締役 寺崎 悦男	栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号	変更なし	代表取締役 木村 一義	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)コジマ	代表取締役 寺崎 悦男	栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号	変更なし	代表取締役 木村 一義	変更なし

### 3 変更の日

(1) 大規模小売店舗の名称については、平成26年12月 6日

(2) 設置者及び小売業者については、平成25年 9月 1日

### 4 変更した理由

(1) 大規模小売店舗の名称については、名称変更のため

(2) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため

### 5 届出の日

平成30年12月19日

### 6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

### 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成31年 1月10日から同年 5月10日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

### 9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 5月10日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課